

とっとりSDGs企業認証 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な地域社会の実現及び産業の持続的発展を図るため、SDGsの達成に向けて取り組む県内事業者を認証することにより、取引先や従業員、地域住民など様々なステークホルダーに対する取組の見える化を進めるとともに、幅広い主体とのパートナーシップ構築による価値向上を後押しすることを目的として制定する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な拠点を有し、主たる事業として営利事業を行う事業者をいう。
- (2) 認証 とっとりSDGs企業認証制度（以下「本制度」という。）に基づいてなされた申請に対して、一定の水準を満たしているとして県が認めることをいう。
- (3) 認証支援 認証には至らないものの、一定の水準を満たしているとして県が認めることをいう。
- (4) 不認証 認証及び認証支援のいずれにも該当しないことをいう。

(申請者の要件)

第3条 本制度の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内事業者であること。
- (2) 申請者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）が、第4条第1項及び第7条第1項の規定による申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(申請及び認証等の決定)

第4条 申請者は、とっとりSDGs企業認証申請書（様式第1号）及びとっとりSDGs企業認証申請チェックシート（様式第2号。以下「申請チェックシート」という。）を、商工労働部商工政策課長が別に定める期間（以下「募集期間」という。）中に知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請書等の提出があったときは、鳥取県表彰・認定等審査会（とっとり SDGs 企業認証審査会。以下「審査会」という。）に諮り、その評価、意見、助言等に基づき認証若しくは認証支援又は不認証を決定するものとする。
- 3 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条第 1 項の規定により設置するものとする。
- 4 第 2 項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。
- 5 第 2 項による決定は、原則として、募集期間の末日から 90 日以内に行うものとする。
- 6 知事は、第 2 項の規定により認証の決定をしたときは、とっとり SDGs 企業認証書（様式第 3 号。以下「認証書」という。）を申請者に交付するものとする。
- 7 知事は、第 2 項の規定により認証支援又は不認証の決定をしたときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（認証等の有効期間）

- 第 5 条 前条第 2 項の規定により決定した認証の有効期間は、前条第 6 項の規定により認証書を交付した日（以下「交付日」という。）から 3 年を経過する日までとする。
- 2 前条第 2 項の規定により決定した認証支援の有効期間は、前条第 7 項の規定により申請者に通知した日から、1 年を経過する日又は募集期間が 2 度目に到来する日のいずれか早い日までとする。
 - 3 前条第 2 項の規定により認証支援の決定を受けた申請者（以下「認証支援事業者」という。）が、前項の有効期間中に、第 4 条第 1 項による申請書等の提出を行ったときは、前項の規定にかかわらず、当該認証支援の有効期間はその申請をした日までとする。

（進捗状況報告）

- 第 6 条 前条第 2 項の規定により認証の決定を受けた申請者（以下「認証事業者」という。）は、交付日から 1 年及び 2 年を経過したときは、認証に係る取組の進捗状況を、とっとり SDGs 企業認証進捗状況報告書（様式第 4 号）及びとっとり SDGs 企業認証進捗チェックシート（様式第 5 号。以下「進捗チェックシート」という。）により、当該経過した日から 20 日以内に知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による進捗状況の内容に応じて、次の各号のいずれかの措置を行うことができる。
 - （1）取組の改善が必要と認めるとき 期限を定めて改善の指示を行うこと。
 - （2）取組の改善が特に必要と認めるとき 審査会に諮ること。
 - 3 第 1 項の進捗状況の報告が期限内になされない場合、又は前項第 1 号による改善指示等に対して、期限内に必要な対応がなされない場合は、やむを得ないものとして知事が認める場合を除き、認証は失効する。
 - 4 前項の規定により認証が失効した場合、知事は、当該認証事業者に対してその旨を通知するものとする。
 - 5 第 1 項の規定にかかわらず、知事は、認証に係る進捗状況について、必要に応じ、認証事業者に報告を求めることができる。

(認証の更新)

第7条 認証事業者は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、とっとりSDGs 企業認証更新申請書（様式第6号）及びとっとりSDGs 企業認証更新チェックシート（様式第7号。以下「更新チェックシート」という。）を、現に受けている認証の有効期間満了の日の2か月前までに、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の更新申請書等の提出があったときは、審査会に諮り、その評価、意見、助言等に基づき認証の更新の可否を決定するものとする。
- 3 更新の可否に係る申請者の要件、評価等の基準は、それぞれ第3条及び第4条の規定を準用する。
- 4 知事は、前項の規定により更新の決定をしたときは、認証書を当該認証事業者に交付する。
- 5 知事は、第2項の規定により更新不可の決定をしたときは、その旨を速やかに当該認証事業者に通知するものとする。
- 6 第2項の決定が、認証の有効期間満了の日以後となる場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該決定の日まで認証が継続しているものとみなす。

(認証内容の重大な変更)

第8条 認証事業者は、認証又は認証の更新の決定に影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするときは、とっとりSDGs 企業認証変更申請書（様式第8号）を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項による変更の申請があったときは、審査会に諮り、その評価、意見、助言等に基づき承認の可否を決定するものとする。
ただし、変更後の内容が明らかに認証の基準を満たしていないと認められるときは、知事は、審査会に諮ることなく、承認の可否を決定することができるものとする。

(認証の辞退)

第9条 認証事業者が、当該認証を辞退しようとする場合には、とっとりSDGs 企業認証辞退届（様式第9号。以下「辞退届」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の辞退届の提出があったときは、知事は当該認証事業者に係る認証を取り消すものとする。

(認証の取消)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業者が、事業を継続することができなくなったとき。
- (2) 認証事業者が、偽りその他不正な手段により認証の決定を受けたと認められるとき。
- (3) 認証事業者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）が、事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められたとき。
- (4) 認証事業者の取組が、認証の決定を受けた申請書等の内容から著しく逸脱していることが明らかで、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。
- (5) 第6条第2項第2号の場合において、審査会が、認証事業者の取組が認証の基準に適合して

いないと認めたとき。

(6) 前5号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

2 前項の認証の取消しに当たっては、知事は必要に応じて審査会に諮り、その評価、意見、助言等に基づいて決定することができる。

(公開)

第11条 知事は、第4条第2項の規定による認証の決定、第6条第1項の規定による進捗状況の報告の受理、第7条第2項の規定による認証の更新の決定又は第8条第2項の規定による変更の承認を行ったときは、県のホームページ等においてその旨を公表するものとする。

なお公表に当たっては、原則として申請チェックシート、進捗チェックシート及び更新チェックシートの記載内容についても公表するものとする。

2 知事は、前項の公表に当たっては、あらかじめ認証事業者に公表する内容を確認するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。